

● ミーナ助けあい隊のQ & A

この他にもご不明な点につきましてはお気軽にお問い合わせください。

1	問い	利用者から30分250円のお金は、直接その日に受け取るのか？
	答え	利用者の方には、あらかじめ30分250円のチケットをご購入していただきます。草取り、掃除などの支援をした時に利用者から30分につき1枚のチケットを受け取ってください。
2	問い	チケットはどこでお金に換えるのか？
	答え	チケットは社会福祉協議会で換金が可能です。原則1月分まとめて換金します。
3	問い	チケットの換金に期限はありますか？
	答え	チケットに記載されている使用期限になります。
4	問い	250円もらうのにボランティアなのか？
	答え	謝礼の250円は、支援する方のお宅への旅費や準備時間の諸経費であり、支援内容(掃除、洗濯、調理、ゴミ捨てなど)に対する対価(給与や賃金)ではありません。
5	問い	私服で支援をするのですか？
	答え	服装の決まりはありません。ただし、認定証は必ず携帯していただきます。マスクもありますので、ぜひご活用ください。

6	問い	ミーナ助けあい隊はシルバー人材センターとはどう違うのですか？
	答え	ミーナ助けあい隊の活動は、地域の住民の方が行っているボランティア活動です。専門知識もなく、工具もありません。専門的な知識・経験・道具が必要な作業は、ミーナ助けあい隊では行うことができません。
7	問い	いつからミーナ助けあい隊の活動が始まっているのですか？
	答え	令和3年2月1日から始まっています。サポーターを随時募集します。
8	問い	支援開始までの流れを知りたい。
	答え	<p>①社会福祉協議会から支援が可能かの電話があります。</p> <p>②登録いただいた内容から選んでいますが、支援内容、支援日時、その利用者の方の地域など、登録内容とお間違えないか確認してください。</p> <p>③OKであれば、利用者の申込用紙のコピーとミーナ助けあい隊活動記録を受け取ってください。※個人情報のため、注意してください。</p> <p>④初回訪問日と時間を確認してください。</p> <p>⑤以上で事前の準備は完了です。</p>
9	問い	説明会に参加したら、必ず「ミーナ助けあい隊」に入らなければならないのですか？
	答え	説明会に参加したからと言って必ず入らなければならないわけではありません。よくご検討の上、登録をお待ちしております。
10	問い	利用者との最初の調整は自分をするのですか？

	答え	利用者の方との調整は社会福祉協議会が行います。利用者情報や初回訪問日など、最初の調整は社会福祉協議会が行います。 支援が始まると、利用者の方からいろいろなお話があると思います。事前に聞いていた予定と今後の予定が異なったりする場合、まずは社会福祉協議会にご相談ください。
11	問い	支援をしたが、利用者がチケットを持っていませんでした。
	答え	その時点で一度社会福祉協議会にご連絡ください。ミーナ助けあい隊活動記録には必ずその日の署名をもらってください。
12	問い	掃除支援している利用者から「調理もしてほしい」と言われました。
	答え	支援が始まると、利用者の方からいろいろなお話があると思います。事前に聞いていた予定と今後の予定が異なったりする場合、利用者の方との調整は社会福祉協議会が行いますので、まずは社会福祉協議会にご相談ください。
13	問い	利用者から「直接連絡したいから電話番号を教えてください」と言われました。
	答え	利用者の方との調整は社会福祉協議会が行いますので、電話番号は教えないでください。
14	問い	チケットを紛失してしまいましたが、換金できますか？
	答え	チケットの再発行はできません。紛失しないよう大切に保管してください。
15	問い	支援をしていたら、40分掛かってしまいました。1時間分のチケットをもら

		っても良いのでしょうか？
	答え	利用者の方にその旨をお話して調整してください。予定していた時間を越えてしまいそうな場合、30分を越えてしまう前に利用者と作業の状況を確認して、延長するのか、後日にするのか、作業を終了するのかを事前に調整するようにしてください。
16	問い	隣の人や知り合いが「支援してほしい」と言っています。
	答え	まずは、利用者の方の申請が必要です。申請用紙は役場本庁または各地区サービスセンターにあります。申請前に支援した内容は、ミーナ助けあい隊の活動の対象外です。
17	問い	隣の人や知り合いが「サポーターをしたい。」と言っています。
	答え	まずは、説明会に参加していただく必要がある旨をお伝えください。次回説明会をご案内しますので、社会福祉協議会に相談していただくようお願いください。
18	問い	支援に行く予定の日に急きょ行けなくなりました。
	答え	社会福祉協議会に早急にご連絡ください。

